



子どもと「ケータイ問題」について

2/4 (水)

教育委員会は、西土佐中学校で『子どもと「ケータイ問題」について』と題した家庭教育支援講座を、西土佐地域教育力復活機構との共同で開催しました。講師に高知県教育委員会人権教育課の北中指導主事をお迎えし、子どもが使う携帯電話に潜む危険性と、その危険から子どもを守るための方法を学びました。



今年度から市少年補導センターでも、児童生徒・保護者向けの「携帯電話教室」に取り組んでいます。10月23日には中村南小学校、24日中村小学校、12月11日東中筋小学校、1月30日東山小学校、2月8日具同小学校を訪問し、卒業前の小学6年生やPTAの皆さんに子どもたちの携帯電話の利用についてお話させていただきました。

今の携帯電話は、メール、カメラ、インターネットなどの機能があり大変に便利な道具ですが、使い方を誤るとネットに潜む悪質なサイトに巻き込まれるなど、子どもたちにとっては、大変危険な道具ともなりえます。保護者の皆さまには、悪質サイトへ入っていかないためのフィルタリングなどの適切な助言や監督をお願いします。

～家庭教育支援講座より～

- ・子どもにとって「携帯電話」は「ケータイ」と言う。インターネット端末としての利用が多く、通話機能としての利用が少ない。
- ・保護者は利用内容より料金を気にする傾向にある。(料金が高くならなければ、使い方を気にしない)
- ・子どもに携帯電話を持たすときに教えるべきことは、「機器の使用法」ではなく「日常的なモラルやマナー」。日ごろから直接子どもと話しあって、日常生活や気持ちを把握することが大事。



中村小学校は、為松公園を臨む四万十市街地の北東部に位置します。明治5年に藩校であった行余館跡に郷学校として発足し、同年中村小学校と改称され、大正4年に現在地に移転しました。

今年度の教育目標を「共に学ぶ喜び、共に生きる喜びをもつ児童の育成」とし、確かな学力と豊かな感性、そして向上心を持った児童の育成に向けて取り組んでいます。また、平成17年度から3年間の文部科学省学力向上拠点形成事業、平成20年度の県の学力改善推進モデル事業を受け、算

学校紹介コーナー

〇月〇日(晴れ)

中村小学校

中村新町3-20
全校児童 285人

6年生を中心に掃除班をチームとし、児童自らが日々の学校生活をより良く豊かなものにするためにさまざまな課題に取り組んでいます。例えば、「ゴミを捨てない」「悪口を言わない」「落書きをなくす」などです。これらの実践が、豊かな感性と人権意識の高揚に結びつくことを期待しています。

数科と国語科で指導法の工夫改善について研究を重ねています。児童の児童による児童のための企画、「笑顔いっぱい中小プロジェクト」も特色の一つです。





須崎小学校は、四万十川と支流目黒川の合流点からさかのぼること約12km、須崎地区のほぼ中央に位置し、清らかな流れの目黒川を眼下に、緑の山々に囲まれた小高い丘の上にあります。

終戦直後に行なわれた校舎建築では、地域の青年団や有志の皆さんに、4力年の歳月をかけて山を開墾し校地造成に貢献していただいたという歴史を持っており、校区の教育への関心は極めて高く、地域全体で学校行事などの教育活動を支えていただいています。

極小規模校なので全校で活動することが多く、上級生は下級生を

〇月〇日（晴れ）

学校紹介コーナー

須崎小学校

西土佐須崎810-3
全校児童12人



現力を伸ばし、主体的に学ぶ子に、基礎学力の定着を図りながら「に設定し、一人一人が基礎学力を身につけ、小規模校の課題である表現力を伸ばし、自信をもって生活できる子どもに育てることを目指して取り組んでいます。

また、地域に根ざした学習の一環として、地域を知る活動や多くの地域の皆さんに講師として来ていただき「木工教室」「お茶会」「書き初め」など、さまざまな体験学習を実施しています。

思いやり、下級生は上級生を見習いながら、明るく元気に学習に取り組んでいます。

本年度は、研究主題を「豊かな表現力を伸ばし、主体的に学ぶ子に、基礎学力の定着を図りながら」に設定し、一人一人が基礎学力を身につけ、小規模校の課題である表現力を伸ばし、自信をもって生活できる子どもに育てることを目指して取り組んでいます。

図書館だより

平成21年
3
March

一般書

- | | |
|-------------------|------------|
| 異端のメス | 南淵 明宏 |
| 十津川警部 裏切りの街東京 | 西村 京太郎 |
| 泥棒に追い風 | 赤川 次郎 |
| 脳の休ませ方 | 米山 公啓 |
| バナナは皮を食う | 檀 ふみ選 |
| 龍馬のピストル | 松田 十刻 |
| ル・クルーゼのMENU(ムニュー) | 平野 由希子 |
| るるぶ ドバイ | JTBパブリッシング |

児童書/えほん

- | | |
|--------------|--------------|
| おやすみ、かけす | マリー・ホール・エッツ |
| きになるともだち | 降矢 なな |
| ぐるぐる えほん | 井上 洋介 |
| ごきぶり大王 | S. オストロフ |
| とうさんの あしのうえで | いもと ようこ |
| なぜ 戦争は よくないか | ステファーン・ヴィタール |
| みてる | 岩合 光昭 |
| わになった 子ども | ダイアン・グッド |

3月の新着図書

図書館カレンダー
開館時間 9:00~18:00

日	月	火	水	木	金	土
1 ♪	2 休館	3	4	5	6	7
8 ♪	9 休館	10	11	12	13	14
15 ♪	16 休館	17	18	19	20 休館	21
22 ♪	23 休館	24	25	26	27	28
29 ♪	30 休館	31 休館				

♪読み聞かせの日

新刊が届く仕組み!!!

市立図書館では、本の流通センターを通じて、発売後には入手が困難になる売れ筋の書籍が自動的に届くシステムを利用しています。

今のところ、日本の小説・エッセイが中心ですが、おかげで、品切れもなく利用者の皆さまからは好評です。

今年度は、1月までに約600冊の本が入ってきました。利用度の高い本を中心に本棚が充実するように努めますのでご利用ください。



市立図書館 ☎ (35) 2923

小中学校の入学式



平成21年度の市内小中学校の入学式は **4月7日(火)**です。

開始時間	小学校	中学校
9:20		西土佐
9:30		後川
10:00	竹島・中村・川登・八束・東中筋・中筋・口屋内・津野川・須崎・川崎	下田・蕨岡・大用・八束・東中筋・中村西
10:30	下田・東山・蕨岡・大用・利岡・中村南	
11:00		大川筋
13:00		中筋
13:30	具同・本村	中村

※1 田野川小学校、大宮小学校、西ヶ方小学校については、1月31日現在入学予定者が見込まれないため、実施の予定はありません。

※2 市内小中学校入学予定者のうち、入学通知書が届いていない人は、市教育委員会(学校教育課または西土佐事務所)までご連絡ください。

就学援助制度

この制度は要保護および準要保護児童生徒に対して援助するもので、児童生徒の学用品費などの就学上必要な経費の一部を援助する制度です。(他の経費には使用することができません。)

■対象

原則四万十市に住所を有し、小中学校(県立中村中学校も含む)に在籍する児童生徒の保護者で、教育委員会が次のような理由により認定した人です。

- ・児童扶養手当の支給を受けている人(母子家庭に支給されるもの)
- ・市税(市民税、国民健康保険税等)の非課税または減免を受けている人
- ・生活保護が廃止になって、なお生活が苦しく諸学費に困っている人
- ・病気や災害などの特別な理由により、収入が著しく減少し、諸学費に困っている人

*生活保護を受けている人は、修学旅行費と医療費(学校病:う歯、中耳炎、寄生虫病など)について教育委員会が援助します。

■内容(H20年度参考)

*この他に学校給食費、校外活動費、医療費(学校病限定)、通学費などの援助があります。

援助の項目	小学校	中学校
学用品費	年額 1万1,000円	年額 2万1,700円
通学用品費(1年生除く)	年額 2,170円	年額 2,170円
新入学児童生徒学用品費等	年額 1万9,900円	年額 2万2,900円
修学旅行費	年額 2万600円	年額 5万5,700円

■申請

児童生徒の在籍する学校を通じて、認定申請書を提出してください。

■認定

申請に基づき、ご家族全員の所得や児童扶養手当受給状況の照会などを同意のうえで調査させていただき、学校を通じて結果について通知します。

■支払時期

原則学期末ごとの3回払いとしますが、項目によって異なる場合があります。

指定学校の変更

四万十市では、住民基本台帳に基づく住所によって就学する学校を指定していますが、次の変更要件に該当すると認められる場合は、指定学校を変更することができます。

指定学校の変更を希望する場合は、市教育委員会(学校教育課・西土佐事務所)までご相談下さい。

*特定の学校に入学させるために意図的にお子さまの住所を実態と異なる住所にすることは認められませんのでご注意ください。



指定学校の変更要件

No.	事由	許可基準	対象学年	許可期間	添付書類
1	学期途中で転居した場合	学期途中で転居した場合で、引き続き在籍していた学校に就学する場合(通学可能な場合に限る)	小中学校 全学年	原則転居した学期末までとし最長卒業まで	住民票異動届の写し
2	留守家庭の場合	保護者が共働き等で留守になる家庭で、放課後の児童安全確保が困難なため、祖父母宅等の住所に基づく通学区域の小学校に就学する場合	小学校 全学年	事由が解消するまで	勤務証明書、保護承諾書等で必要性が証明できる書類
3	転居予定の場合	近い将来(おおむね6ヶ月以内)転居することが確定しており、あらかじめ転居先の住所に基づく通学区域の学校に就学する場合	小中学校 全学年	住民票異動日まで(原則6カ月以内)	建築確認通知書の写し、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写しなど確認できる書類
4	心身の理由の場合	児童生徒の障害や病気、虚弱等で通学距離および通学途中の安全確保ならびに病気治療等のため、その事情に相応した通学区域外の学校に通学することが適当であると教育委員会が認めた場合	小中学校 全学年	心身の理由が回復するまでまたは卒業するまで	就学指導委員会の答申、医師の診断書等証明できる書類
5	特認校の場合	特認校制度実施要領に基づき、川登小学校または大用小学校に就学する場合	小学校 全学年	卒業まで	特認校就学許可通知書の写し
6	指定学校の変更を継続する場合	中学校に進学する場合で、小学校で既に通学区域外の就学が許可されており、引き続き卒業する小学校のある通学区域の中学校に就学する場合	小学校 6年生	原則学年末までとし最長卒業まで	指定学校変更許可通知書の写し
7	兄弟と同じ学校の場合	兄弟が既に指定学校の変更の許可を受けている場合で、弟妹が一緒に学校に就学する場合	小中学校 全学年	卒業まで	指定学校変更許可通知書の写し
8	部活動がない場合	中学校に進学する場合で、指定学校に希望する部活動がない場合(原則隣接する通学区域にある中学校の希望する部活動に入部する場合)	小学校 6年生	卒業まで	在籍学校長の意見書など
9	教育上の配慮の場合	いじめや登校拒否、家庭の事情により住民票の異動ができない等、指定学校を変更することが適当と認められる場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	在籍学校長意見書、賃貸借契約書の写し、民生委員等による居住証明書など
10	地理的事情の場合	通学区域の境界付近に居住している場合などで、本来の指定学校と隣接する指定学校までの通学距離や安全面を考慮して変更を認める場合	小中学校 全学年	卒業まで	
11	特別な事情の場合	上記以外で、特に教育委員会が保護者の申し立てにやむを得ない理由があると認める場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	



市教委だより

(市)教育委員会 ☎(34)5445 FAX(34)4271 E-mail: school@city.shimanto.lg.jp
西土佐事務所 ☎(52)1110 FAX(52)1446 E-mail: n-school@city.shimanto.lg.jp

ご質問・ご意見をお寄せください